泉佐野市立りんくう野外文化音楽堂条例施行規則をここに公布する。

令和３年６月２８日

泉佐野市長　　千代松　大耕

泉佐野市規則第１９号

泉佐野市立りんくう野外文化音楽堂条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、泉佐野市立りんくう野外文化音楽堂条例（令和３年泉佐野市条例第１１号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（供用時間）

第２条　泉佐野市立りんくう野外文化音楽堂（以下「音楽堂」という。）の供用時間は、午前９時から午後９時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、供用時間を変更することができる。

（休場日）

第３条　音楽堂の休場日は、１２月２９日から翌年の１月３日までの日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に開場し、又は休場することができる。

（使用期間）

第４条　音楽堂の使用期間は、引き続き５日（前条に規定する休場日を含む。）を超えることはできない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

（使用許可の申請）

第５条　条例第２条の規定により使用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

⑴　使用しようとする者の住所、氏名（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者名）及び連絡先

⑵　使用目的

⑶　使用日時

⑷　使用料

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が音楽堂の管理上必要と認める事項

２　前項の申請は、使用日（その日が２日以上にわたるときは、その初日をいう。）の属する月の３月前の１日（その日が泉佐野市の休日を定める条例（平成２年泉佐野市条例第３０号）第２条第１項各号に規定する日（以下「休日」という。）のときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）から受け付ける。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（使用の許可）

第６条　市長は、前条の申請を許可したときは、許可書を交付する。

（使用料の免除）

第７条　条例第４条第２項の規定により使用料の全部又は一部を免除することができる場合及びその割合は、次のとおりとする。

⑴　市議会及び市の執行機関が使用する場合　１０割

⑵　市内の私立の保育所、幼稚園及び認定こども園が使用する場合　７割

⑶　市内の障害者、高齢者及びひとり親家庭等の団体が使用する場合　７割

⑷　市内の社会教育法（昭和２４年法律第２０７号）第１０条に規定する社会教育関係団体及び社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２条に規定する社会福祉事業を行う団体が使用する場合　３割

⑸　その他市長が特に必要があると認める場合　市長が別に定める割合

（使用料の還付）

第８条　条例第５条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合は、次のとおりとする。

1. 災害その他の使用者の責めに帰すことのできない理由によって使用することができない場合
2. 使用日の３日前までに還付申請書を本市へ提出し、使用を取り消した場合

ただし、３日前（その日が休日のときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）までに使用を取り消した場合

２　使用料の還付を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

（禁止行為）

第９条　音楽堂では、次に掲げる行為をしてはならない。

⑴　他人に迷惑を及ぼす行為又は風紀を乱す行為

⑵　施設又は附属設備その他器具等を損傷し、又は汚損する行為

⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が音楽堂の管理運営上支障があると認める行為

（委任）

第１０条　この規則に定めるもののほか、音楽堂の管理運営について必要な事項は、市長が定める。

附　則

この規則は、令和３年１０月２０日から施行する。